

# 令和8年度インドネシア人材採用支援業務委託 仕様書

## 1 委託業務の目的

専門技術・知識を有する高度外国人材の採用を希望する三重県内中小企業等（以下「県内企業」という。）を支援するため、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）を対象に、日本語教育講座、就業体験、合同面接会を実施し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出することで、高度外国人材の採用につなげる。

## 2 業務名称

令和8年度インドネシア人材採用支援業務委託

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務概要

本業務受託者（以下「受託者」という。）は、インドネシアでの高度外国人材の育成状況等を十分に理解したうえで、優秀なインドネシア人材と県内企業とのマッチングに向けた、現地での日本語教育講座、県内企業での就業体験、現地での合同面接会などを実施する。

## 5 委託業務の内容

県内企業におけるインドネシア人高度人材の受け入れを促進するため、以下の業務を実施する。

### （1）日本語教育講座

#### ア 概要

インドネシア国内の大学生等を対象に、日本語教育に加え、日本の生活ルール・ビジネスマナー、三重県産業の特徴等の理解促進や県内企業の魅力発信のための日本語教育講座を実施する。

#### イ 講座数

1講座

#### ウ 受講定員

30名程度

#### エ 受講対象者

次のいずれにも該当するインドネシア国内の大学生等

- ・日本語能力の向上（日本語能力試験 N3レベルを目指）を希望する者
- ・日本語能力試験 N4レベルの日本語能力を有する者
- ・卒業後に県内企業への就職意欲がある者

#### オ 主な業務

- ・日本語能力試験N3レベルの日本語能力を習得するための日本語教育講座を実施すること。講座の内容には日本の生活ルール・ビジネスマナー、三重県産業の特徴等の理解促進に向けた取組や県内企業の紹介を含めること。
- ・会場や講師の手配、受講者数分の教材の用意をすること。
- ・受講者の募集及び選抜を行うこと。
- ・定期的に受講者の習熟度を確認し、習熟度が低い受講者に対しては、習熟度の向上に向けたフォローアップを行うこと。

#### カ 留意事項

- ・講座受講料や教材費等として受講者に費用負担は求めないものとする。
- ・会場は原則としてインドネシア国内とする。受講者の居住地等に鑑みて、対面とオンラインを併用して実施することも可とする。

- ・日本語教育講座の企画や会場・講師の手配、受講者の募集及び選抜等、日本語教育講座の運営にあたっては、三重県と協議のうえ実施すること。

## (2) 県内企業での就業体験

### ア 概要

インドネシア国内の大学生等の県内企業への理解や県内企業のインドネシア人材への理解を深め、インドネシア人高度人材の県内企業への就職を促すため、県内企業において、日本での就職を希望するインドネシア国内の大学生等を対象とした就業体験等を実施する。

#### イ 想定参加者数

学生等 10 名程度、受入企業 5 社以上

#### ウ 参加対象者

##### 【学生等】

原則として、「(1) 日本語教育講座」受講者の内、参加を希望する者

##### 【受入企業】

三重県内に本社又は事業所を有する事業者

#### エ 実施日数及び実施時期

実施日数：7 日程度

実施時期：原則として、「(3) 合同面接会」実施日までに実施すること。

#### オ 主な業務

- ・受入企業の募集を行うこと。
- ・学生等の募集及び選抜を行うこと。
- ・学生等の渡航に必要な手続き、渡航を含む国内外の移動手段と滞在期間中の宿泊場所の確保、就業体験プログラム等の企画、滞在期間中の学生等及び企業への対応、通訳の配置等、就業体験の実施に必要な業務を行うこと。
- ・就業体験の行程管理や参加する学生等の安全を確保するための人員を配置すること。
- ・就業体験実施中の事故等に備え、保険加入等必要な対応を行うこと。
- ・受入企業に対して、受け入れに向けた準備や就業体験中の活動に関する説明会を実施すること。
- ・県担当者や取材を希望する報道機関等の受入企業訪問における受入企業との連絡調整を実施すること。
- ・受入企業が就業体験に参加した学生等を採用する意向がある場合は、面接日程の調整や面接時の通訳の手配、採用後の連絡調整などの支援を行うこと。

#### カ 留意事項

- ・就業体験中の学生等の移動（渡航を含む）、宿泊、ビザ取得、保険、通訳等の費用は学生等や受入企業に負担を求めるものとする。
- ・学生等の選抜にあたっては、受入企業が求める人材像、学生等の専攻や希望等を考慮すること。
- ・受入企業には半導体関連の企業を 1 社以上含めること。
- ・就業体験実施中の通訳については、受入企業 1 社につき 1 名以上配置すること。
- ・学生等の滞在期間中の活動内容について、受入企業での就業体験は必須とし、その他、三重県の生活文化や産業の特徴等の理解を深めるための取組を含めること。
- ・宗教上の理由などで必要があれば、学生等の滞在期間中の活動内容や食事について配慮すること。
- ・実施時期や詳細な実施内容については、三重県と協議のうえ、決定すること。

## (3) 合同面接会

### ア 概要

高度外国人材の採用を希望する県内企業と県内企業への就職意欲があるインドネシア人高度人材を対象として、インドネシア現地での就職面接会を開催する。

#### イ 想定参加者数

学生等 250 名程度、出展企業 10 社以上

ウ 参加対象者

【学生等】

次のいずれかに該当するインドネシア国内の大学生等

- ・インドネシア国内の大学の在学生又は卒業生
- ・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野（以下「技人国」等）という）の在留資格を取得するための要件を満たしている者

【出展企業】

三重県内に本社又は事業所を有する事業者

エ 開催日数

2日程度

オ 開催時期

合同面接会の開催日程は令和9年1月～2月頃を基本として、三重県と協議のうえ決定すること。

カ 開催場所

原則としてジャカルタ市内又はその周辺で開催すること。なお、開催日毎に開催場所を変更しても構わない。

キ 主な業務

- ・合同面接会開催に向けた準備・当日の運営を行うこと。
- ・出展企業の募集を行うこと。
- ・学生等の募集を行うこと。なお、募集にあたっては、学業成績によるスクリーニングを行うなど、優秀な学生等の募集に努めること。
- ・出展企業に対して、参加の準備や当日の運営に関する説明会を実施すること。
- ・募集要項等、出展企業が人材を募集するための資料の作成を支援すること。なお、出展企業の人材募集内容が在留資格「技人国」等に合致するかなどについて添削すること。
- ・出展企業の情報をまとめた当日配布資料など、合同面接会で必要な資料を作成すること。
- ・出展企業が作成する資料の翻訳を行うこと。
- ・出展企業1社につき1人、面接を行う際に必要となる通訳を手配すること。
- ・出展企業が合同面接会の選考通過者に対してさらなる選考を行う場合は、選考日程の調整や通訳の手配など、選考実施にかかる支援を行うこと。
- ・県担当者や出展企業のインドネシア現地における移動手段を手配すること。

ク 留意事項

- ・出展企業の人材募集等資料作成（翻訳を含む）、ブース設営、通訳、人材紹介、ホテルと会場の往復等にかかる費用は出展企業に負担を求めるものとする。なお、ホテルと会場の往復については、拠点となるホテルを集合場所として定めて、集合場所と会場との往復のみとして構わない。
- ・合同面接会の開催時期や開催方法は、現地の情勢等により変更となる場合がある。
- ・県内企業の合同面接会への参加にあたっては、原則として現地参加とする。
- ・「(1) 日本語教育講座」及び「(2) 就業体験」の参加者に対し、合同面接会への参加を促す取組を行うこと。
- ・県担当者や出展企業に対し、インドネシア渡航にかかる航空券や宿泊先、現地での注意事項等に関する情報を提供すること。
- ・学生等に対する選考結果の通知や出展企業に対する内定承諾の連絡など、学生等や出展企業との連絡調整を緊密に行うこと。
- ・合同面接会の開催にあたっては、受託者が本業務とは別の合同面接会を開催する場合、本業務と同時に実施しても構わない。その場合は、本業務で実施する部分とそれ以外とで、費用や企業の参加条件等を明確に区別すること。
- ・詳細な内容については、三重県と協議のうえ、決定すること。

#### (4) 実施効果の測定・分析等

- ・事業の効果を検証するため、本業務に参加した企業や学生等に対してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、県と協議のうえ決定すること。
- ・各業務の成果やアンケートの結果を踏まえ、事業の改善提案を行うこと。

#### (5) その他

- ・業務の実施にあたり必要な手続きについては、受託者が行うこと。三重県が直接行わなければならない手続きが発生する場合は、書類の作成や提出、先方との連絡等、手続きにかかる事務を支援すること。
- ・業務の実施にあたっては、県が覚書を締結しているインドネシア労働省、移住労働者保護省、APPI（インドネシア送出し機関連盟）をはじめとした関係機関と連絡調整を行うこと。
- ・県の担当者が参加する現地の大学・関係機関との打合せや現地での活動に必要となる通訳を手配すること。
- ・本業務に関連する法令に基づき、県及び本業務に参加する企業に対して適切な助言を行うこと。
- ・仕様書に定めのない関連する県事業に対し可能な範囲で協力すること。

### 6 成果目標及び委託費用の考え方

#### (1) 成果目標

以下に示す値を各業務における目標値とする。

##### ①日本語教育講座

受講者数 30 名

##### ②県内企業での就業体験

学生等 10 名、受入企業 5 社（うち半導体関連の企業 1 社）

##### ③合同面接会

出展企業数 10 社、内定者数 10 名

#### (2) 成果目標に対する委託費用の考え方

- ・「5 委託業務の内容」に示す業務のうち、参加者等の数に応じて費用に変動がある業務については、「(1) ①～③」に示す値の参加者等の数までを委託費用の範囲とする。ただし、契約金額の範囲内であれば、これを超えた場合の費用も委託費用として認める。
- ・参加者等の数が「(1) ①～③」に示す値に満たない場合は、不要となる経費の実費相当分を委託費用から減額する場合がある。

### 7 委託費用の範囲

以下に示す費用は委託費用の範囲には含めないものとする。

- ・日本語教育講座受講者の会場までの交通費やオンラインで参加する場合に必要となる機材・通信等にかかる費用
- ・就業体験に参加する学生等のパスポート取得や就業体験中の食事にかかる費用、受入企業が別途加入する保険や就業体験のために準備する資材等にかかる費用
- ・就業体験の実施にあたりインドネシア国内の大学から教員等の同行がある場合、同行者の渡航等にかかる費用
- ・合同面接会出展企業の渡航、宿泊、食事、合同面接会とは関係のない用務等のための移動等にかかる費用

### 8 業務スケジュール

本業務のスケジュール案を以下のとおり示す。なお、実施方法やスケジュールは現地の情勢等により変更となる場合がある。

令和8年4月～5月頃に日本語教育講座受講者募集・選抜、6月～令和9年3月頃まで日

本語教育講座を実施、日本語教育講座に並行して就業体験や合同面接会の参加者募集を行い、11月～12月頃に就業体験、令和9年1月～2月頃に合同面接会の実施を想定している。

## 9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 10 業務の進め方

### (1) 実施計画書の作成

①受託者は、県と協議のうえ、実施計画書を作成するものとする。

②受託者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

### (2) 業務の運営・管理

①受託者は、「(1) 実施計画書の作成」で定めた実施計画に基づき、各業務の実施に向けた運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。

②受託者は、業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任のうえ業務の進捗を管理し、定期的に取組状況等を県の求めに応じて報告すること。

### (3) 委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託者は、業務完了後、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

#### ①提出期限

提出期限は、履行期限までとする。

#### ②業務実績報告書の内容、部数、提出方法等

内容は次のとおりとし、電子データ（原則Word、Excel、PowerPoint）1部と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

(ア) 業務概要説明書（業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載）

(イ) 業務実施報告書（各業務の実施結果等をまとめた報告書：写真含む）

(ウ) 県と受託者が参加した打合せの記録

(エ) アンケート結果

(オ) 業務の実施にあたり作成した資料（チラシ、参加者への配付資料等）

(カ) その他、県が指示するもの

#### ③納入場所

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

## 11 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (6) 受託者は、その他関係法令を遵守すること。

## 12 その他特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」

という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

(8) 企画提案コンペにかかる選定の効果は、令和8年度当初予算発効時において生じるものとする。

### 13 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

担当:米倉、三枝(みえだ)

電話:059-224-2461

電子メール:[syurou@pref.mie.lg.jp](mailto:syurou@pref.mie.lg.jp)